

「カラーデジタル複合機長期借入（令和4年度）（単価契約）」

入札案件情報正誤表

〈入札説明書〉

訂正箇所	(誤)	(正)
<p>13. 入札方法等 (1) 入札書記載金額</p>	<p>入札にあたっては、1枚あたりの単価金額に100を乗じた金額を記載すること。 落札決定に当たっては、申込書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象物品の買入については100分の8）に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100（軽減税率対象物品の買入については100分の8）に相当する金額を記載すること</p>	<p>入札は各予定単価に月間使用予定枚数を乗じた金額の合価で行うものとし、入札書の記載方法は次のとおりとする。 落札決定に当たっては、申込書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象物品の買入については100分の8）に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100（軽減税率対象物品の買入については100分の8）に相当する金額を記載すること なお、入札書記載の金額には当該契約にかかる一切の諸経費を含めること</p>
<p>14. 入札保証金等 (1) 入札保証金</p>	<p>免除 ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額）を100で除し、1年当たりの予定数量を乗じた額の100分の3に相当する違約金を徴収する。</p>	<p>免除 ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額）を1年当たりの金額に換算した額の100分の3に相当する違約金を徴収する。</p>
<p>15. 落札者の決定方法</p>	<p>予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p>	<p>予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。 なお有効な入札を行った者の中で、申込金額が一番安価である者を第1位落札候補者とする。第1位落札候補者の明細書単価で予定単価を上回っている品目がある場合、当該業者と価格交渉を行う。なお不成立の場合は、第2位落札候補者と価格交渉を行う。すべての品目において予定価格の範囲内となれば、落札決定を行う。</p>